

米国ニューヨーク州南部地区  
連邦地方裁判所

Laydon 対みずほ銀行他

No. 12-cv-3419 (GBD)

**集団訴訟和解案、和解案に関する 2019 年 12 月 19 日の公正公聴会、およびクラスメンバーの権利についての通知**

宛先: 2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間にユーロ円ベースのデリバティブ取引を行ったすべての者  
および事業体

**本通知は、連邦裁判所が承認したものです。本通知は、弁護士からの勧誘ではありません。  
あなたに対して訴訟は提起されていません。**

本通知の全文を注意深くお読みください。あなたの権利が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で係属中の上記集団訴訟により影響を受ける可能性があります。本通知は、集団訴訟の和解案に関するあなたの選択肢をお知らせするものです。ここには、正味和解基金の分配を望む場合に必要な手順の説明も含まれています。

あなたが、以下のセクション I.C に定義される和解クラスのメンバーである顧客の代理として、2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間にユーロ円ベースのデリバティブ取引<sup>1</sup>を行った、仲買業者、スワップディーラー、または受託者である場合、あなたは、かかる顧客の名前および判明している最後の住所を本通知の受領後 2 週間以内に和解管理者(住所は以下のセクション VIII に記載)に提出する必要があります。和解管理者は、本通知の写しを作成し、指定された住所にて特定された各顧客に転送します。

上記の集団訴訟および和解案についての訴訟係属の本通知は、連邦民事訴訟規則第 23 条および米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(「本件裁判所」)の命令に従って送付されます。本通知の目的は、和解案、上記の集団訴訟(「Laydon 訴訟」)の係属、および関連する下記の Sonterra 訴訟において主張された請求権の放棄に関するあなたの権利についてお知らせすることにあります。

和解に応じた被告は、株式会社横浜銀行(「横浜銀行」)、信金中央金庫(「信金」)、株式会社商工組合中央金庫(「商工中金」)、三井住友信託銀行株式会社およびその前身会社(「住友」)<sup>2</sup>、株式会社りそな銀行(「りそな」)、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行およびみずほ信託銀行株式会社(総称して「みずほ」)<sup>3</sup>、農林中央金庫(「農林中金」)、ならびに株式会社三井住友銀行(「SMBC」)です。和解被告は、原告の主張を否定し、その後も引き続き否定しています。(本書で使用される「原告」には、以下に記載される Laydon 訴訟の原告<sup>4</sup>および Sonterra 訴訟の原告が含まれます。)

Laydon 訴訟において、ユーロ円ベースのデリバティブ取引トレーダーである原告は、被告が 2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間(「クラス期間」)に、円 LIBOR、ユーロ円 TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格を操作した、および／または被告がその他の理由でこれらの操作に責任があると主張しています。Sonterra 訴訟の原告も同様の申し立てを行っています。

<sup>1</sup> 「ユーロ円ベースのデリバティブ」とは、以下を意味します: (i) シカゴ・マーカンタイル取引所(「CME」)におけるユーロ円 TIBOR 先物取引、(ii) 東京金融取引所(「TFX」)、シンガポール取引所(「SGX」)、またはロンドン国際金融先物取引所(「LIFFE」)において、米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて人が行う、ユーロ円 TIBOR 先物取引、(iii) CME における日本円通貨先物取引、(iv) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて人が行う、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップ取引、(v) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて人が行う、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップオプション(「スワップション」)、(vi) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて人が締結する、日本円通貨先渡し契約、および／または (vii) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて人が締結する、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースのフォワード・レート契約。(注: 上記の「人」とは、法律上、権利と義務を有していると認められる自然人と法人を含む)

<sup>2</sup> 三井住友信託銀行株式会社の前身である住友信託銀行株式会社(「STB」)に対して訴訟が提起されました。Laydon 訴訟の被告である中央三井信託銀行株式会社は、三井住友信託銀行株式会社設立前に STB に統合されました。

<sup>3</sup> 2013 年 7 月 1 日、株式会社みずほ銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行と合併しました。合併後、株式会社みずほコーポレート銀行が存続し、株式会社みずほ銀行は解散しました。新会社の名称は、株式会社みずほ銀行に変更されました。

<sup>4</sup> 原告は、Jeffery Laydon(「Laydon」)です。

原告は 2019 年 9 月 5 日に、横浜銀行、信金、商工中金、住友、およびそなど和解契約を締結し、2019 年 8 月 29 日にみずほ、農林中金、および SMBC との間で別途和解契約を締結しました(「和解契約」)<sup>5</sup>。和解契約に含まれる 2 つの和解内容を「和解案」と呼び、効率と便宜のため本通知で共に取り上げます。

横浜銀行、信金、商工中金、住友、およびそなどは、自行に対する申し立てを解決するために、仮承認命令の発令から 10 営業日以内にエスクロー口座に合計して 31,750,000 ドルを支払うことに同意しました。<sup>6</sup>前記の支払金額に発生する金利を加算した金額が第 1 次和解基金を構成します。

みずほ、農林中金、および SMBC は、自行に対する申し立てを解決するために、仮承認命令の発令から 10 営業日以内にエスクロー口座に合計して 39,250,000 ドルを支払うことに同意しました。前記の支払金額に発生する金利を加算した金額が第 2 次和解基金を構成します。第 1 次和解基金と第 2 次和解基金を総称して「和解基金」と呼びます。

**公正公聴会と異議申し立ての権利。**本件裁判所は、2019 年 12 月 19 日に最終承認のための公聴会(「公正公聴会」)を開くことを予定しています。公正公聴会の目的は、複数ある中で特に、和解案、配分計画案、および集団訴訟代理人の弁護士費用と経費払い戻しの要求が公正、合理的、適切であるかどうかを判断することにあります。あなたが和解クラスにとどまる場合、和解案、配分計画案、集団訴訟代理人による弁護士費用と経費の要求、またはその他の点について異議を申し立てることができます。以下のセクション III.B をご参照ください。異議申立書はすべて、以下に定められる指示に従って作成し、2019 年 11 月 19 日の当日またはそれ以前に本件裁判所に提出する必要があります。これに反した場合、かかる異議は考慮の対象外となります。以下のセクション III.B をご参照ください。

**過去に有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバー、または本通知への応答として有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出する和解クラスのメンバーのみに与えられる正味和解基金への参加資格。**本件裁判所による最終承認が得られた場合、和解被告から得られる和解基金 7,100 万ドルに金利を加えた金額から、本件裁判所が承認する弁護士費用、コスト、費用、税金、その他の控除額を差し引いた正味の金額(「正味和解基金」)が、有効な和解金請求兼権利放棄証明書を適切に完成して適時に返送し、かつ配分計画案の下で分配対象者としての資格を有する和解クラスのメンバーに分配されます。あなたが、2016 年 6 月 22 日付クラス通知、2017 年 8 月 3 日付クラス通知(2017 年 9 月 14 日に改訂)、または 2018 年 3 月 8 日付クラス通知に従って、適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出した場合、和解被告との和解に参加するために、新たに和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要はありません。あなたが、被告である R.P. Martin Holdings Limited および Martin Brokers (UK) Ltd.(総称して「R.P. Martin」)、Citigroup Inc.、Citibank, N.A.、シティバンク銀行株式会社およびシティグループ証券株式会社(総称して「Citi」)、ならびに HSBC Holdings plc および HSBC Bank plc(総称して「HSBC」)との 5,800 万ドルの和解に関する 2016 年 6 月 22 日付通知(「2016 通知」)に従って、または被告である Deutsche Bank AG および DB Group Services (UK) Ltd.(総称して「Deutsche Bank」)、JPMorgan Chase & Co.、JPMorgan Chase Bank、National Association、および J.P. Morgan Securities plc(総称して「JPMorgan」)との 1 億 4,800 万ドルの和解に関する 2017 年 8 月 3 日付通知(2017 年 9 月 14 日に改訂)(「2017 通知」)に従って、または株式会社三菱東京 UFJ 銀行(「BTMU」)および三菱 UFJ 信託銀行株式会社(「MUTB」)との 3,000 万ドルの和解に関する 2018 年 3 月 8 日付通知(「2018 通知」)に従って、和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合、正味和解基金の一部を受け取る資格を得るために適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要があります。これまでに、2016 通知、2017 通知または 2018 通知に関連して和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバーは、本通知に添付される和解金請求兼権利放棄証明書に定められる権利放棄規定の対象となり、これによって拘束されます。ただし、以下に説明するとおり、かかるメンバーが適時に自らの除外を求める有効な要求書を提出した場合は、この限りではありません。

**和解案の一方または双方の和解クラスから自らを除外する権利。**和解案の一方または双方からの除外を申し出る要求書を和解管理者(A.B. Data, Ltd.)の住所(セクション VIII に記載)宛てに 2019 年 11 月 14 日までに消印付きで送付すれば、本件裁判所はあなたを和解クラスから除外します。セクション III.C をご参照ください。除外の要求を有効とするには、2019 年 9 月 11 日付の本件裁判所命令に定められる要件を守る必要があります(以下のセクション III.C に要約されています)。和解クラスから自らを除外した場合、あなたは正味和解基金の分配を受ける資格を与えられません。

## I. 訴訟の背景

### A. 訴訟の性質

原告は、2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間に、各被告が円 LIBOR、ユーロ円 TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格の操作を実行または幫助したと主張しています。申し立てによると、被告は複数の操作方法を用いてこれを行ったとされます。たとえば、和解被告などの、英国銀行協会および全国銀行協会に対して日常的に円 LIBOR および/またはユーロ円 TIBOR の申告を行うパネル銀行(「寄与銀行被告」)が、自行のユーロ円ベースのデリバティブ・ポジションで収益が出るよう、借り入れコストについて虚偽の報告をしたとされます。また、寄与銀行被告は、自行のユーロ円ベースのデリバティブ・ポジションで利益を出すために、

<sup>5</sup> 和解契約は、他のいかなる被告との和解ではなく、よって、残りの被告に対する原告の主張を解決するものではありません。

<sup>6</sup> 大文字で始まる用語は、本通知で別途の定義がなされていない限り、和解契約で当該用語に与えられた意味を持つものとします(該当する場合)。

自行に代わって虚偽の円 LIBOR およびユーロ円 TIBOR を申告するよう他の寄与銀行被告に依頼し、金融市場およびデリバティブ市場において買い手と売り手を仲介するインターディーラーブローカーを利用し、虚偽の「指標 LIBOR」を広め、ブローカーのスクリーンで虚偽の市場レートを公開し、虚偽のビッドとオファーを市場に公開することにより、円 LIBOR、ユーロ円 TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格を操作したとされています。

原告は、連邦反トラスト法、商品取引所法（「CEA」）、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（「RICO」法）、およびコモドルを含む、さまざまな理論に基づき法的な請求をしてみました。

和解被告は、原告の主張を一貫して積極的に否定してきました。和解被告は、いずれも自行に対してなされた申し立てに責任がないことを確信しながらも、さらなる費用、不便宜、そして長期にわたり負担がかかる訴訟による混乱を避けるために、原告と和解契約を締結し、これによってこの争訟を終わらせ、複雑な訴訟に内在するリスクを回避することにしました。

## B. Laydon 訴訟および関連する Sonterra 訴訟の経緯

2012年4月30日、原告である Laydon は、和解被告およびその他の被告に対する集団訴訟訴状を提出した。ECF No. 1。<sup>7</sup>その後、2012年12月3日、Laydon は、いくつかの銀行被告を追加して、第1次集団訴訟修正訴状を提出した。ECF No. 124。Laydon は、2013年4月15日、第2次集団訴訟修正訴状を提出した。ECF No. 150。被告は、2013年6月14日、訴え却下の申し立ておよび13通の弁論趣意書を提出した。ECF Nos. 204, 205-206, 208-14, 217-218, 220-221。Laydon は、2013年8月13日、被告の訴え却下の申し立てに対して異議を提出した。ECF No. 226。被告は、2013年9月27日、回答陳述書を提出した。ECF Nos. 232-243。Laydon は、2013年10月9日、それに対して回答陳述書を提出した。ECF No. 245。

2014年3月5日、本件裁判所は、被告の訴え却下の申し立てについて全日の口頭弁論を開いた。2014年3月28日、本件裁判所は、Laydon の第2次修正訴状に対する被告の訴え却下の申し立てを一部認め、一部退けた。ECF No. 270。被告は、2014年4月11日、訴え却下の申し立ての再審議を求めた。ECF Nos. 275, 277, 278, 282。Laydon は、2014年5月9日、再審議の申し立てに対し異議申立書を提出した。ECF No. 290。被告は、2014年5月30日、回答陳述書を提出した。ECF Nos. 292, 293, 295, 296。本件裁判所は、2014年10月20日、再審議の申し立てを退けた。ECF No. 398。

2014年4月21日、本件裁判所は、Laydon が第2次修正訴状を修正する申し立てを提出し、第3次修正訴状案を提出することを許可した。ECF No. 286。Laydon は、2014年6月17日、修正の申し立てを提出した。ECF No. 301。提案された第3次修正訴状では、原告候補として Oklahoma Police Pension & Retirement System（「OPPRS」）および Stephen P. Sullivan（「Sullivan」）を追加し、特定の被告に対して RICO 法に基づく請求および誠実かつ公正な取引に関する黙示の約款違反の請求を追加した。また、提案された第3次修正訴状では、本件裁判所が2014年3月28日付命令で指摘した、一部の答弁の不備を是正することを求めている。2014年8月15日、被告は、修正の申し立てに対し共同で異議を提出した。ECF No. 361。Laydon は、2014年9月22日、回答陳述書を提出した。ECF Nos. 387-388。回答の一部として、Laydon は、原告に California State Teachers' Retirement System（「CalSTRS」）を追加することも要求した。本件裁判所は、2015年3月31日の Laydon による修正申し立ての一部を認め、一部を退けた。ECF No. 448。3月31日付命令で本件裁判所は、既得権を侵すことなく、CalSTRS の参加申請を拒否し、30日以内に申請書を作り直すよう CalSTRS に命じた。CalSTRS は、2015年4月29日、参加申請書を提出した。ECF No. 460。被告は、2015年5月13日、異議申立書を提出した。ECF No. 471。CalSTRS は、2015年5月26日、回答書を提出した。ECF No. 475。本件裁判所は、2015年10月8日、CalSTRS の参加申請を退けた。ECF No. 525。CalSTRS は、2015年11月9日、適時に上訴申し立てを提出した。ECF No. 535。2016年2月22日、CalSTRS は、参加申請拒否に対する異議申し立てのために第2巡回裁判所に上訴準備書面を提出した。*California State Teachers' Retirement System 対 みずほ銀行他*, No. 15-3588-cv (2d Cir.)。2016年5月23日、被告は、第2巡回裁判所に CalSTRS の上訴に対する異議申立書を提出した。*同上*。2016年6月9日、CalSTRS は第2巡回裁判所での上訴を取り下げた。*同上*。

2014年8月7日、当事者らが Laydon による修正許可申し立てに対する準備書面を作成する間、14社の被告は、対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下およびディスカバリ停止の申し立てを提出した。ECF Nos. 310, 315, 323, 331, 334, 337, 341, 344。Laydon は、2014年8月29日、これらの訴え却下の申し立てに対する異議を提出した。ECF Nos. 366-370。14社の被告は、2014年9月15日、回答陳述書を提出した。ECF Nos. 375-379, 381-384。2014年9月30日、本件裁判所は、14社の被告による対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てについて口頭弁論を開いた。2015年3月31日、本件裁判所は、4社の被告の訴え却下の申し立てを認め、10社の被告の訴え却下の申し立てを退けた。ECF Nos. 446-447。後者の10社の被告は、2015年4月14日、再審議申立書を提出した。ECF No. 452。本件裁判所は、2015年7月24日、再審議の申し立てを退けた。ECF No. 490。10社の被告は、2015年9月25日、職務執行令状申請書を提出した。*In re: みずほ銀行*, No. 15-3014 (2d Cir.) 参照。第2巡回裁判所は、2016年1月20日、職務執行令状申請を退けた。*同上*。

2015年4月28日、Laydon は、対人管轄権を根拠とする4社被告の訴え却下に関して、連邦民事訴訟規則第54条(B)に基づき、終局判決を登録する命令を要求した。ECF No. 457。2015年4月30日、Laydon は、提案中の原告 OPPRS および Sullivan と共に、RICO 請求、州法請求、および提案中の原告 OPPRS と Sullivan を追加して訴状修正するという Laydon の許可申請を退けた本件

<sup>7</sup> 別段の記載がなければ、すべての要録書引用は、*Laydon 対 みずほ銀行他*, 12-cv-3419 (GBD) (S.D.N.Y.) を示す。

裁判所の命令を直ちに審理するために、合衆国法典 28 編第 1292 条 (b) に基づき中間上訴を申し立てる許可を求めた。ECF No. 461。本件裁判所は、2015 年 7 月 24 日、いずれの申し立ても退けた。ECF Nos. 489, 491。

Laydon は、2014 年 6 月 18 日、第 1 回被告文書提出要求を行った。2014 年 9 月 15 日、当事者らが Laydon による修正許可申し立ておよび 14 社の被告の対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てについて準備書面を作成しているときに、米国司法省(「DOJ」)は、訴訟参加およびディスカバリ停止の申し立てを提出した。ECF No. 380。本件裁判所は、DOJ の訴訟参加の申し立てを認め、2015 年 5 月 15 日までのディスカバリ停止を命じた。ECF No. 451。被告は、2014 年 12 月 19 日、Laydon の第 1 回被告文書提出要求に対する答弁書および異議を提出した。

2015 年 5 月 15 日にディスカバリの停止が取り消されたことに伴い、Pitman 下級判事は、2015 年 6 月 25 日、ディスカバリに関する会議を開いた。Pitman 下級判事は、日程を設定し、その日までに被告が準備書面を用意し、Laydon が他の国の中でもとりわけ日本の外国データプライバシー法に基づく被告のディスカバリへの異議に反対意見を述べるよう指示した。ECF No. 483。

その後、2015 年 8 月 6 日、一部の被告は、英国および日本の外国データプライバシー法および銀行秘密法に基づき、ディスカバリへの異議申し立てを認める命令を要求した。ECF Nos. 495, 501。2015 年 9 月 11 日、Laydon は、英国法に基づく特定の被告のディスカバリへの異議承認申し立てに対して、反対意見書(専門家の陳述を含む)を提出した。ECF Nos. 512-513。2015 年 9 月 11 日、Laydon および一部の他の被告が、日本の外国データプライバシー法に基づく被告の申し立てを見送ることで合意に達したことを Pitman 下級判事に通知した。ECF No. 511。2016 年 4 月 29 日、Pitman 下級判事は、特定の被告による、英国の外国データプライバシー法および銀行秘密法に基づくディスカバリへの異議申し立てを認める命令の要求を退けた。ECF No. 596。

2015 年 7 月 24 日、Sonterra Capital Master Fund, Ltd. (「Sonterra」)、および自社が担当する投資ファンドの代理として Hayman Capital Management, L.P.<sup>8</sup>が、被告に対する最初の訴状を提出した。Sonterra Capital Master Fund Ltd. 他対 UBS AG 他、15-cv-5844 (GBD) (S.D.N.Y.) (「Sonterra 訴訟」)、ECF No. 1。2015 年 8 月 5 日、Sonterra 訴訟は、Laydon 訴訟との関係で Daniels 判事に割り当てられた。2015 年 10 月 8 日、本件裁判所は、既得権を侵すことなく、Sonterra 訴訟と Laydon 訴訟(総称して「訴訟」)の併合を望む原告の要求を退けた。ECF No. 524。

2015 年 12 月 18 日、Laydon は、第 3 次集団訴訟修正訴状(「TAC」)を提出した。ECF No. 547。2016 年 1 月 8 日、本件裁判所は、被告による TAC 削除の申し立て認め、2016 年 1 月 28 日までに新たに提案された訴状と共に要求レターを提出するよう Laydon に指示した。ECF No. 558。Laydon は、2016 年 1 月 28 日、新たに提案された TAC と共に要求レターを提出した。ECF No. 564。2016 年 2 月 29 日、Laydon は、TAC を提出した。ECF No. 580。被告は、2016 年 3 月 11 日、TAC 削除の申し立てを提出した。ECF No. 582。Laydon は、2016 年 3 月 11 日、異議申し立てレターを提出した。ECF No. 583。2016 年 3 月 14 日、本件裁判所は、被告による TAC 削除の申し立てを退けた。ECF No. 584。2016 年 5 月 16 日、被告は、TAC の一部を却下する申し立てを提出した。ECF No. 621。Laydon は、2016 年 7 月 18 日、異議陳述書を提出した。ECF No. 663。2016 年 10 月 25 日、本件裁判所は、TAC の一部を却下するという被告の申し立てについての口頭弁論を開いた。ECF No. 675。2017 年 3 月 10 日、本件裁判所は、TAC の一部を却下するという特定の被告の申し立てを認め、2011 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの期間に対する Laydon の CEA 請求を却下した。ECF No. 749。

2016 年 5 月 16 日、被告である ICAP Europe Limited、Tullett Prebon plc、および Lloyds Banking Group plc は、連邦民事訴訟規則第 12 条 (B)(2) に基づき、対人管轄権の欠如を理由として LAYDON の TAC を却下する申し立てを提出した。ECF Nos. 610, 614, 618。Laydon は、2016 年 7 月 18 日、異議を提出した。ECF Nos. 664-665。2016 年 8 月 16 日、3 社の被告が回答書を提出した。ECF Nos. 668, 670-671。2016 年 10 月 25 日、本件裁判所は、3 社の被告による訴え却下の申し立てについて口頭弁論を開いた。ECF No. 675。2017 年 3 月 10 日、本件裁判所は、3 社の被告による対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てを認めた。ECF No. 750。

2015 年 12 月 18 日、Sonterra、Hayman、および CalSTRS は、集団訴訟修正訴状を提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 121。2016 年 2 月 1 日、被告は、連邦民事訴訟規則第 12 条 (b)(1)、第 12 条 (b)(2)、第 12 条 (b)(6) に従って、Sonterra 訴訟の却下申し立ての裏付けとなる 7 通の弁論趣意書を提出した。2016 年 3 月 18 日、Sonterra、Hayman、および CalSTRS は、被告の却下申し立てに対する異議を提出した。ECF Nos. 209-211。被告は、2016 年 4 月 22 日、回答となる弁論趣意書を提出した。同上、ECF Nos. 229, 231-236。2016 年 5 月 5 日、本件裁判所は、被告による Sonterra 訴訟却下申し立てについて口頭弁論を開いた。2017 年 3 月 10 日、本件裁判所は、被告である Barclays Bank plc、Barclays Capital Inc.、Barclays plc、Bank of America Corporation、Bank of America, N.A.、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、Coöperatieve Rabobank U.A. (旧称: Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A.)、ICAP Europe Ltd.、ICAP plc、Lloyds Bank plc、Lloyds Banking Group plc、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会

<sup>8</sup> 2016 年 3 月 18 日、Hayman Capital Management L.P. と Sonterra Capital Master Fund Ltd. は、原告として Hayman Capital Master Fund, L.P. と Japan Macro Opportunities Master Fund, L.P. を入れ替え、当事者を変更する申し立てを提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 212。被告は、2016 年 3 月 28 日、変更を承諾する回答レターを提出した。同上、ECF No. 216。本件裁判所は、2016 年 3 月 30 日、この申し立てを認めた。同上、ECF No. 217。これ以降、「Hayman」は、Hayman Capital Master Fund, L.P. および Japan Macro Opportunities Master Fund, L.P. を意味する。

社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、The Royal Bank of Scotland Group plc、The Royal Bank of Scotland plc、RBS Securities Inc.、RBS Securities Japan Limited、株式会社りそな銀行、信金中央金庫、Societe Generale S.A.、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社(旧称:住友信託銀行株式会社)、株式会社横浜銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、Tullett Prebon plc、UBS AG、UBS 証券株式会社による、Sonterra、Hayman および CalSTARS の当事者適格欠如(第 III 条)を理由とする修正訴状却下の申し立てを認めた。同上、ECF No. 314。2017 年 4 月 3 日、Sonterra、Hayman、および CalSTRS が、Sonterra 訴訟における本件裁判所の決定に対する上訴申立通知を適時に提出した。同上、ECF No. 317。2017 年 5 月 22 日、Deutsche Bank および JPMorgan の同意に基づき、Sonterra、Hayman、および CalSTRS は、第 2 巡回裁判所が事件を本件裁判所に差し戻した場合、本件裁判所が Deutsche Bank と JPMorgan を除外する 2017 年 3 月 10 日の判決を修正し、彼らの和解案の承認を考慮するという指示裁定を求める申し立てを提出した。同上、ECF No. 322-23。2017 年 5 月 24 日、本件裁判所は、Deutsche Bank および JPMorgan について、彼らの和解案の承認を考慮するために両者を除外するという 2017 年 3 月 10 日の判決の修正指示命令を発令した。同上、ECF No. 324。Sonterra、Hayman、および CalSTRS の申し立てにより、第 2 巡回裁判所の控訴裁判所は、Sonterra 訴訟における本件裁判所の判決に対する上訴を停止し、本件裁判所の指示裁定の手続きのために事件を差し戻した。Sonterra Capital Master Fund Ltd. 対 UBS AG 参照、17-944 (2d Cir.) (「Sonterra 上訴」)。

原告は、2014 年 12 月 3 日に R.P. Martin、2015 年 8 月 11 日に Citi、2016 年 6 月 16 日に HSBC と、合計 5,800 万ドルで和解に達した。これらの和解通知に伴い、本件裁判所は、2016 年 11 月 10 日に公正公聴会を開き、同日、R.P. Martin、Citi、および HSBC の和解について最終的に承認した。ECF No. 720。2016 年 11 月 10 日、R.P. Martin、Citi、および HSBC は、確定力のある決定として本件訴訟から外れた。ECF No. 721。

原告は、2017 年 7 月 21 日、合計 1 億 4,800 万ドルで Deutsche Bank AG および JPMorgan との和解に合意した。これらの和解通知に伴い、本件裁判所は、2017 年 12 月 7 日に公正公聴会を開き、同日、Deutsche Bank と JPMorgan の和解について最終的に承認した。ECF No. 838; Sonterra 訴訟、ECF No. 389。2017 年 12 月 7 日、Deutsche Bank および JPMorgan は、確定力のある決定として本件訴訟から外れた。ECF No. 839; Sonterra 訴訟、ECF No. 390。

2018 年 1 月 23 日、原告は合計 3,000 万ドルで BTMU および MUTB との和解に合意した。原告による和解通知の提供後、本件裁判所は、2018 年 7 月 12 日に公正公聴会を開き、同日に BTMU および MUTB の和解について最終的に承認した。ECF No. 891; Sonterra 訴訟、ECF No. 423。また本件裁判所は、確定力のある決定として、BTMU および MUTB を本件訴訟から外した。

BTMU および MUTB との和解に基づく終局判決の登録後に、Sonterra 訴訟の上訴が再提起された。Sonterra 上訴、ECF No. 189。Sonterra 上訴については詳細な準備書面が作成され、判決待ちの状態である。Sonterra 上訴が係属している間、本件裁判所は Sonterra 訴訟の和解を考慮する管轄権を有しない。Laydon 訴訟の和解を承認すると、Laydon 訴訟および Sonterra 訴訟双方の和解被告に対する全請求権が放棄されることになる。

### C. 和解クラスの定義

本件裁判所は、和解を唯一の目的として、和解クラス(以下で定義)を認定しました。

2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの期間(「クラス期間」)にユーロ円ベースのデリバティブを購入、売却、保有、取引した、またはその他の方法で何らかの利害関係を持ったすべての者。被告および被告の親会社、子会社、関連会社、もしくは代理人、または被告として名宛人になっているか否かにかかわらずすべての共謀者、ならびに米国政府は、和解クラスから除外される。(注: 上記の「者」とは、法律上、権利と義務を有していると認められる自然人と法人を含む)

上記の「被告および被告の親会社、子会社、関連会社、もしくは代理人、または被告として名宛人になっているか否かにかかわらずすべての共謀者、ならびに米国政府は、和解クラスから除外されます」という記述にかかわらず、和解案および和解クラスを唯一の目的として、投資ピークルは、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされるという理由だけで、和解クラスから除外されないものとします。ただし、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされる可能性のある事業体がクラス期間中、かかる投資ピークルについて、(i) それを管理またはそれに助言していた、および(ii) 直接的または間接的に、その実質的権利を保有していた範囲において、投資ピークル内の和解被告が保有する実質的利益は、和解クラスから除外されます。

## II. 提案された和解案の概要

### A. 和解被告との和解

和解クラスを代表して、原告は、2019 年 9 月 5 日に横浜銀行、信金、商工中金、住友、およびりそなと和解契約を締結し、2019 年 8 月 29 日にみずほ、農林中金、および SMBC と和解契約を締結しました。提案された和解案に関する以下の説明には、概要のみが含まれます。この説明および本通知は、全体として、和解契約により適格とされます。和解契約は、本通知に指定される住所の本件裁判所に提出され、和解公式ウェブサイト([www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com)) (「和解ウェブサイト」)で入手できます。和解契約と本通知との間に矛盾がある場合は、和解契約の条項を優先するものとします。

#### 1. 和解被告の和解クラスへの支払い

##### a. 財産復帰権の否定

和解契約は、和解被告に財産復帰権を提供しません。すなわち、どれほど多くの和解クラスのメンバーが和解金請求兼権利放棄証明書を提出しなかったとしても、あるいはメンバーからの離脱を選択したとしても、和解案が解除されず、かつ最終的に本件裁判所により承認された場合、和解金は和解被告に一切返金されません。

#### **b. 和解被告が契約を解除する潜在的権利**

和解契約の第 21 条および第 24 条は、特定の事由が発生した場合に和解被告が契約を解除する権利について定めています。かかる事由それぞれに関して、すべての和解被告は、解除の権利（和解契約で適格とされるもの）を有しますが、その独自の判断により、かかる事由が生じた場合に自身の解除権を行使する義務はありません。

#### **c. 配分計画案**

配分計画案は、和解ウェブサイト ([www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com)) で入手して確認することができます。配分計画案に記載される日次の人為的金額表は、和解ウェブサイトに掲載されます。新たに提供されるデータまたは情報に基づく日次の人為的金額表への変更（該当する場合は、速やかに和解ウェブサイトに掲載されます。和解クラスのメンバーの方は、配分計画案に変更がないかどうかを和解ウェブサイトで確認することを強くお勧めします。

#### **d. 本件裁判所による変更、または追加の命令**

配分計画案、公正公聴会の日時や場所、その他の事項に関する本件裁判所による変更、ならびに本件裁判所による追加の命令または要求のすべては、実務的に可能な限り早急に、和解ウェブサイト ([www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com)) に掲載されます。

こうした変更について今後通知が送付されない可能性がありますので、和解ウェブサイトを参照することが重要です。

#### **2. 和解契約に基づく、権利放棄、免責、訴訟不提起の誓約**

**あなたが和解クラスからの除外を適切に要求していない場合、和解案が確定した時点で以下に記載される請求権を放棄することになり、和解契約の権利放棄規定（訴訟不提起の誓約を含む）により法的に拘束されます——これは、あなたが和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合も同様です。**

和解被告による支払いと引き換えに、和解クラスのメンバーは、以下で詳しく定められるとおり、Laydon 訴訟、または Sonterra 訴訟を含む、同様の事実や状況に基づくその他の訴訟で請求されているか否かにかかわらず、ユーロ円ベースのデリバティブ取引から生じる被免責当事者（和解契約に定義）に対する請求権を放棄するものとします。Sonterra 上訴が、Laydon 訴訟の和解案の最終承認前に、Sonterra 訴訟の和解被告の一部またはすべてに対する請求権の放棄を取り消す、または無効化する結果となった場合、原告は和解クラスへの追加の通知なく、本件裁判所に対して Sonterra 訴訟および Laydon 訴訟における和解案を承認し、両訴訟の和解被告に対する全請求権を放棄する最終判決を登録するよう求めるものとします。和解の承認により、かかる和解が Laydon 訴訟でのみ承認されたか、両訴訟で承認されたかにかかわらず、両訴訟で和解クラスによってなされたすべての請求権は放棄されます。

(A) 免責当事者は、原告代表、クラスメンバー、および／または和解クラスのメンバーによって購入、売却、保有、取引および／または実行されるユーロ円ベースのデリバティブ、または円 LIBOR もしくはユーロ円 TIBOR に価格設定、評価、決定または影響された類似金融商品に関する行為を含むがこれらに限定されない（かかる類似金融商品が米国籍の者により取引されたか、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じてある者により取引された範囲において、ここでの「者」とは、法律上、権利と義務を有していると認められる自然人と法人を含む）、被免責当事者に対して本件訴訟において申し立てられている、または申し立てられていた可能性のある行為に何らかの形で関連もしくは起因して生じる、既知または未知、想定内または想定外であるか、あるいは主張の有無にかかわらず、和解クラスのメンバーのすべてまたは一部が、代表として、派生的に、もしくはその他の立場で、被免責当事者に対してかつて有していた、現在有している、今後有し得る、または有すべき、料金、コスト、ペナルティー、罰金、債務、経費、弁護士費用、金利、損害賠償（発生時期を問わない）、金銭の返還もしくはその他金銭の支払い、および何らかの責任（連帯責任を含む）についての、あらゆる種類の請求（集団訴訟、株主代表訴訟、もしくは個人的訴訟であるか、コモローもしくはエクイティに基づくか、憲法、法律、規制、条例、契約、コモローもしくはその他を根拠とするかにかかわらず、未知の請求、訴訟原因、交差請求、反対請求、問責、責任、要求、判決、訴訟、義務、債務、相殺、取戻権、または種類を問わずすべての責務（いかなる形で支配されていようと）を含む）から確定的かつ永久的に、被免責当事者を免責し、訴訟不提起の誓約をします。本件訴訟において主張される上記の行為には、商品取引所法（合衆国法典第 7 編第 1 条以下）、またはその他の法律、規制、もしくはコモローに基づく、申し立てられているところのユーロ円 TIBOR および／または円 LIBOR の操作、あるいは、シャーマン反トラスト法第 1 項（合衆国法典第 15 編第 1 条以下）、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（合衆国法典第 18 編第 1961～1968 条）、およびその他連邦もしくは州の法律、規則、またはコモローに基づくすべての請求を含むがこれらに限定されない、申し立てられているところのユーロ円 TIBOR および／または円 LIBOR に関する謀略、共謀、脅迫的行為、またはその他の不正行為が含まれますが、これらに限定されません。次の請求権は、この和解によって放棄されないものとします：(i) 和解被告の元従業員が和解被告に雇用されていないときに行った行為のみから生じた、和解被告の元従業員に対する請求、(ii) 本件訴訟における、和解被告以外の被告に対する請求、(iii) インターディーラーブローカーまたはその従業員もしくは代理人に対して、これらの者が他の被告またはインターディーラーブローカーの従業員もしくは代理人として雇用されていたときに、もつぱらその範囲においてなされた請求、または(iv) 後に本件訴訟に追加される可能性がある、被免責当事者以外の被告に対する請求。疑義を避けるために付言すると、被免責請求には、米国外に居住する和解クラスのメンバーにより、完全に米国の国外で行われた取引のみ

に基づき外国法の下で生じた請求は含まれません。

(B) 前記の免責は包括的免責ではありませんが、当該免責は、カリフォルニア州民法典第 1542 条(本件訴訟に適用される範囲において)の適用免除を構成します。規定は以下のとおりです。

包括的免責は、債権者が免責を執行する時点でその存在を知らない、あるいは予想していない、かつ知っていれば債務者との和解に大きな影響を与えていたに違いない自分に有利な請求には適用されない。

この免責は、カリフォルニア州民法典 1542 条と類似、同等、同質であるか、同じ効果を持つ、連邦、州、もしくは外国の法律、規則、規制、またはコモンローもしくはエクイティの原則のあらゆる規定、権利、および利益の適用免除も構成します。和解クラスのメンバーは、自己が本契約の主題に関して真実であると知っている、もしくは信じている事実の追加的事実、あるいはかかる事実とは異なる事実を今後発見する可能性があることと認識していることを認め、しかし、被免責請求のすべてを完全、確定的、かつ永久的に権利放棄することが自己の目的であり、かかる目的を促進するために、この免責が取消不能であり、かかる追加的事実もしくは異なる事実の発見または存在にかかわらず効力を持続することを認めます。本契約を締結し、これに同意するに際して、当事者らは、事実または法律の誤りというリスクを引き受け、免責は、事実または法律の誤りがあったとしても、取消不能で効力を持続するものとします。

\*\*\*\*\*

和解契約は、その中で定められる以外の請求については一切和解または譲歩しません。原告または和解クラスのメンバーが、和解契約で免責される当事者以外の者または事業体に対して有するすべての権利は、かかる原告およびクラスメンバーにより明確に留保されます。

### III. あなたの選択肢

#### A. 和解契約のための和解金請求兼権利放棄証明書

あなたが 2016 通知、2017 通知または 2018 通知に従って適時に有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出した場合、和解被告との和解に参加するために、新たに和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要はありません。あなたが 2016 通知、2017 通知または 2018 通知に従って適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合、正味和解基金に参加してその分配を受けるためには、あなたが和解契約に定められる正規権利者であることを証明する有効な和解金請求兼権利放棄証明書を適時に提出する必要があります。和解金請求兼権利放棄証明書は、2020 年 3 月 3 日までに消印付きで和解管理者(以下のセクション VIII の住所を参照)に送付する必要があります。和解金請求兼権利放棄証明書の写しを本通知に添付します。和解金請求兼権利放棄証明書は、和解ウェブサイト([www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com))でも入手いただけます。

これまで、2016 通知、2017 通知または 2018 通知に関連して和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバーは、本通知に添付される和解金請求兼権利放棄証明書に定められる権利放棄規定の対象となり、またこれによって拘束されます。2016 通知、2017 通知または 2018 通知に従って適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない、または指定された方法で期日までに和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない和解クラスのメンバーは、正味和解基金からの支払いを受け取ることができません(和解クラスの当該メンバーにより時期を逃して提出された和解金請求兼権利放棄証明書が本件裁判所命令により承認された場合は例外とします)が、他のすべての点において、和解契約の条件およびクラスの請求について下される終局判決により拘束されます。

#### B. 和解案への異議

和解クラスのメンバーは、自身または弁護士が公正公聴会に出廷して、本件裁判所が許可する限りにおいて、和解案または関連事項(弁護士費用の要求または配分計画案、その他を含む)の公正性、合理性、および適切性について、賛成または反対意見を審理にかけることができます。

しかし、和解契約に反対する者は、審理対象とはされず、かかる者またはその代理人により提出される文書または趣意書も本件裁判所により受理または考慮されないものとします。ただし、2019 年 11 月 19 日以前に、かかる者が異議陳述書または訴訟参加の申し立てを、かかる異議または参加申し立ての具体的な法的および事実的根拠(かかる和解クラスの反対メンバーが本件裁判所に注意喚起したいすべての立証書類および自身の異議もしくは申し立てを裏付けるために示したいすべての証拠を含む)と共に本件裁判所に提出した(および同じ文書にかかる提出日かそれ以前に、下記の集団訴訟代理人ならびに和解被告の登録弁護士に手渡しするか翌日配達郵便で送達した)場合は例外とします。このような提出物には、次の事項を記載する必要があります: (i) 事件名および事件番号により Laydon 訴訟を示す表題、(ii) それぞれの異議または参加申し立ての論旨に関する具体的な法的および事実的根拠の陳述(かかる異議が異議を申し立てる者のみ、和解クラスの特定の一部、または和解クラス全体に適用されるかどうかを含む)、(iii) 異議または参加を申し立てる者または事業体が(本人が直接または弁護士を通じて)公正公聴会に出廷するかどうかの陳述、弁護士を通じての出廷の場合は、弁護士の氏名、住所、電話番号の記述、(iv) 異議を唱える者または事業体が公正公聴会で提示するすべての証拠に関する説明(証人の氏名、住所、および予想される証言内容を含むが、これらに限定されない)、公正公聴会で提示する予定の提出物すべて、および異議を唱える者の和解クラスにおけるメンバー資格の証書、(v) 和解クラスの定義に該当する和解クラスのメンバーにより行われたユーロ円ベースのデリバティブ取引の説明(各取引について、ブローカーの名称、取引日、取引の種類(指示を含む)、相手方(該当する場合)、取引が行われた取引所(該当する場合)、取引識別番号、レート、取引の想定元本を含む)、および(vi) 反対者または申立人またはこれらの弁護士が過去 5 年間に反対者もしくは反対者の弁護士として出廷した他の事件のリスト。有効な除外要求を適時に提出した者は、和解クラスのメンバーとは見なされず、異議を申し立てる権利を有しません。すべ

ての異議申立書には、和解クラスのメンバー(または法的に権限を与えられたその代表者)による署名が必要です(弁護士が和解クラスのメンバーを代理する場合も同様)。(注:上記の「者」とは、法律上、権利と義務を有していると認められる自然人と法人を含む)

Vincent Briganti <b>LOWEY DANNENBERG, P.C.</b> 44 South Broadway, Suite 1100 White Plains, NY 10601-2310	Gary W. Kubek <b>DEBEVOISE &amp; PLIMPTON LLP</b> 919 Third Avenue New York, NY 10022	Andrew C. Smith <b>PILLSBURY WINTHROP SHAW PITTMAN LLP</b> 31 West 52nd Street New York, NY 10019	Robert C. Mason <b>ARNOLD &amp; PORTER KAYE SCHOLER LLP</b> 250 West 55th Street New York, NY 10019	Dale C. Christensen, Jr. <b>SEWARD &amp; KISSEL LLP</b> One Battery Park Plaza New York, NY 10004
<b>集団訴訟代理人</b>	<b>横浜銀行の弁護士</b>	<b>信金の弁護士</b>	<b>商工中金の弁護士</b>	<b>住友の弁護士</b>

C. Fairley Spillman <b>AKIN GUMP STRAUSS HAUER &amp; FELD LLP</b> 2001 K Street, NW Washington, DC 20006	Jerome S. Fortinsky <b>SHEARMAN &amp; STERLING</b> 599 Lexington Avenue New York, NY 10022	Andrew W. Stern <b>SIDLEY AUSTIN LLP</b> 787 Seventh Avenue New York, NY 10019	Jon R. Roellke <b>MORGAN, LEWIS &amp; BOCKIUS LLP</b> 1111 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20004  Michael L. Spafford <b>PAUL HASTINGS LLP</b> 875 15th Street, NW Washington, DC 20005
<b>りそなの弁護士</b>	<b>みずほの弁護士</b>	<b>農林中金の弁護士</b>	<b>SMBC の弁護士</b>

### C. 和解契約の和解クラスからの除外要求

和解契約の和解クラスから自らを除外するには、以下の内容を明確に記載した要求書を提出する必要があります。(i) 和解クラスのメンバーの氏名、住所および電話番号、(ii) 除外を要求する和解クラスのメンバーのすべての商号または通称のリスト、(iii) Laydon 訴訟の名称(「Laydon 対みずほ銀行他、12-cv-3419 (GBD) (S.D.N.Y.)」)、(iv) かかる者が和解クラスのメンバーであることを証する陳述書、(v) 和解クラスの定義に当てはまる和解クラスのメンバーにより行われたユーロ円ベースのデリバティブ取引の説明(各取引について、ブローカーの名称、取引日、取引の種類(指示を含む)、相手方(該当する場合)、取引が行われた取引所(該当する場合)、取引識別番号、レート、取引の想定元本を含む)、(vi) 「私/当社は、ここに、私/当社が和解クラスから除外されることを要求します」と記載した陳述書、ならびに(vii) かかる者が一方または双方の和解に関連する和解クラスからの除外を要求していることを明記した陳述書。すべての要求書には、和解クラスのメンバー(または法的に権限を与えられたその代表者)による署名が必要です(弁護士が和解クラスのメンバーを代理する場合も同様)。(注:上記の「者」とは、法律上、権利と義務を有していると認められる自然人と法人を含む)

和解契約の和解クラスからの除外要求は、米国のファーストクラス郵便(できれば配達証明便)で(または、米国外から送付する場合は、郵送の日から 5 日以内の配達を保證するサービスを使用して)、和解管理者(セクション VIII の住所を参照)に送付する必要があります。除外要求は、2019 年 11 月 14 日までに消印付きで送付しなければなりません。

和解契約の和解クラスから自らを除外した場合、あなたは和解契約により拘束されることはなく、和解被告に対してあなたが有する請求権を自己の費用負担で独自に追求することができます。希望があれば、弁護士を通じて出廷することもできます。ただし、和解契約から自らを除外した場合、あなたは正味和解基金の分配を受ける資格を与えられません。さらに、和解クラスから自らを除外した場合、あなたは和解案に異議を唱える、または公正公聴会に出廷する資格を与えられません。

### IV. 和解金請求兼権利放棄証明書

請求の方法と時期についての指示が記載された和解金請求兼権利放棄証明書が、本通知に含まれています。和解金請求兼権利放棄証明書は、和解ウェブサイト([www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com))で入手するか、和解管理者に電話(フリーダイヤル 1-866-217-4453)により和解金請求兼権利放棄証明の郵送を要請することもできます。和解金請求兼権利放棄証明書を提出する、またはその他の行動を起こす前に、和解契約を読み、和解金請求兼権利放棄証明書を熟読することをお勧めします。

### V. 弁護士費用および経費

和解クラスのメンバーが個人的に弁護士費用や経費の支払いに責任を負うことはありません。およそ 7 年間、完全に成功報酬ベースで訴訟を遂行する、集団訴訟代理人の時間およびリスクの対価として、集団訴訟代理人は、一般基金として和解基金の 23%または 1,633 万ドルを超えない弁護士費用、および 175 万ドルを超えない払い戻し対象外の訴訟コストと経費を認めること、また、集団訴訟代理人のコストと経費の払い戻しを目的とする訴訟基金に 750,000 ドルを上限とする金額を補充することを本件裁判所に要求します。これらの金額はすべて



和解基金から差し引かれます。加えて、集団訴訟代理人は、和解クラスの適格メンバーへの分配金の申請時に、公正公聴会の期日後、和解契約の管理に関連して提供したサービスに対する弁護士費用および負担した経費の払い戻しについて和解基金からの支払いを申請することができます。

## VI. 公正公聴会と異議申し立ての権利

本件裁判所は、2019年12月19日午前10時に、United States Courthouse, 500 Pearl Street, New York, New York, Courtroom 11Aにて公正公聴会を予定しています。公正公聴会において、本件裁判所は、特に、提案されている和解案が公正、合理的、適切かどうかを判断します。本件裁判所はまた、集団訴訟代理人の弁護士費用と訴訟経費の払い戻し要求について検討します。Sonterra 上訴の判決が下され、本件裁判所へ差し戻された場合、集団訴訟代理人は、和解クラスのメンバーへの追加の通知なく、本件裁判所に対して Sonterra 訴訟の和解も同様に承認するよう要求します。

公正公聴会の日時は、追加の通知なく、随時継続されることがありますので、出席を希望する場合には、日程と場所を確認するようお勧めします。予定されている日程に変更があった場合、実務的に可能な限り早急に、変更の情報が和解ウェブサイトに掲載されます。

あなたが和解クラスのメンバーであれば、自ら直接、または正式に授権された弁護士を通じて公式公聴会に出廷し、和解案または他の申請が承認されるべきか否かの正当な理由を示す権利があります。ただし、出廷を希望する場合、あなたは陳述書ならびに本件裁判所に検討を望むその他の資料を提出する必要があります(上記のセクション III.B 参照)。この陳述書は、2019年11月19日までに(上記の住所にて)本件裁判所が受理しなければ、考慮の対象から除外されます。かかる資料は、手渡しするか翌日配達郵便で、集団訴訟代理人および和解被告の登録弁護士(住所はセクション III.B に記載)にも送達される必要があり、これをしないと考慮の対象から除外されません。

## VII. 住所の変更

あなたが郵送ラベルに表示される以外の住所でこの通知を受け取った場合、またはあなたの住所に変更があった場合、[www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com) にアクセスして最新の住所をオンラインで入力するか、以下のセクション VIII に指定される住所の和解管理者に最新の住所を送付してください。

## VIII. 和解管理者

本件裁判所は、和解管理者として A.B. Data, Ltd. を任命しました。和解管理者は、特に、和解案の通知を和解クラスに提供し、和解金請求兼権利放棄証明書を処理する責任を有します。あなたは、和解ウェブサイトを通じて、電話(フリーダイヤル 1-866-217-4453)で、または以下の住所の和解管理者に書状を出すことによって、和解管理者に連絡を取ることができます。

Euroyen Settlement  
c/o A.B. Data, Ltd.  
P.O. Box 170500  
Milwaukee, WI 53217

## IX. 追加情報

本件訴訟に関する和解契約およびその他の重要文書は、[www.EuroyenSettlement.com](http://www.EuroyenSettlement.com) にてオンラインで入手できます。また、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(500 Pearl Street, New York, New York 10007-1312)の裁判所書記官事務所で通常の業務時間内に閲覧することもできます。本通知、登録手続き、または和解契約についてご質問があれば、セクション III.B に記載される住所の集団訴訟代理人に問い合わせることができます。

**本通知に関して、地方裁判所または書記官事務所に問い合わせをしないでください。**

日付: 2019年9月11日

本件裁判所の命令により  
米国ニューヨーク州南部地区  
連邦地方裁判所書記官